

《よこしん》ビジネスダイレクト利用規定

《よこしん》ビジネスダイレクト（以下「本サービス」といいます。）をご契約いただいたお客さま（以下「契約者」といいます。）は、本利用規定の内容をご了解のうえ、本サービスを利用いただくものとします。

1. 適用範囲等

(1) 適用範囲

契約者がインターネットを利用したパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末機」といいます。）による契約者名義預金の残高照会・入出金明細照会、本規定に記載の同一店内における契約者名義口座間の振替（以下「振替」といいます。）、当金庫または他の金融機関の国内本支店にある預金口座への振込（以下「振込」といいます。）、および総合振込・給与振込・賞与振込・預金口座振替・入出金明細照会等の各データの伝送（以下「伝送サービス」といいます。）、その他の当金庫において指定する取引を行うサービスは、この規定により取扱います。

(2) 利用対象者

本サービスを利用できる対象は、当金庫に普通預金口座または当座預金口座を保有される法人、および個人事業主の方に限ります。本サービスを利用するには、本利用規定の内容を十分に理解し、各条項を承認のうえ、当金庫所定の「《よこしん》ビジネスダイレクト申込書」（以下「利用申込書」といいます。）に所定の事項を記載し、申込手続を行なってください。

なお、申込いただいた場合でも、当金庫の判断により、申込受付ができない場合があります。

2. サービス内容等

本サービスにおけるサービス内容、サービス利用時間、取引の限度額等は、次の通りとします。

(1) サービス内容

当金庫が指定する日本国内における以下のサービスを行います。

- ①残高照会・入出金明細照会
- ②振込・振替等の資金種別取引
- ③税金・各種料金等の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」
- ④総合振込・給与振込・賞与振込・預金口座振替・入出金明細照会等のデータの伝送
- ⑤商品案内、資料請求、その他当金庫で定めるもの

(2) サービス利用時間

本サービスおよび本サービスの対象となる各取引等の取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。但し、臨時のメンテナンス、システム障害等が発生した場合は、ご利用時間中であっても契約者に予告なく、ご利用を一時停止または中止することがありますのであらかじめご了承ください。なお、利用時間は当金庫のシステムが保持する時刻を基準とします。また、取引等により本サービスの対象となる取引の取扱時間が異なる場合があります。

(3) 代表口座及び利用口座の届出

契約者は、本サービスで利用しようとする契約者名義の預金口座を利用口座として利用申込書により当金庫あて届け出ることとします。ただし、利用口座として指定できる預金科目・種類は当金庫が指定するものに限り、

①利用口座のうち、決済口座兼月額手数料引落口座を代表口座として届け出てください。代表口座に指定できる預金科目は、契約者名義の当座預金または普通預金とします。

また、利用口座の名義および住所は、代表口座の名義および住所と同一とします。

②本サービスにおける届出印は代表口座の届出印とします。

③届け出可能な利用口座の口座数は当金庫所定の数以内とします。

④利用口座（代表口座を含む。以下同様とします。）として登録できる預金科目・種類および口座数を事前に契約者に通知することなく変更する場合があります。

(4) 支払指定口座・入金指定口座等

①支払指定口座

支払指定口座とは、振込・振替等の資金の引落を伴う取引において、契約者が当該資金の引落を行う口座として指定した利用口座をいうものとします。

②入金指定口座

入金指定口座とは、振替等の契約者の利用口座への資金の入金を伴う取引において、契約者が当該資金の入金を行う口座として指定した利用口座をいうものとします。

(5) 取引（振込・振替）の限度額

①1日あたりの取引金額の限度額は、契約者が当金庫に利用申込書（変更の利用申込書を含む）により届け出た金額とします。（伝送サービスについてはこの限りではありません。）但し、その上限は、当金庫所定の金額とし、契約者による利用申込書への記入がない場合は、当金庫所定の金額を限度額とします。契約者はこの限度額を変更する場合は利用申込書により当金庫あて届け出てください。

②当金庫は上記①の限度額の上限を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(6) 利用環境

本サービスの利用に際しては、当金庫所定の利用環境を備えた端末機を使用してください。当金庫所定の利用環境を備えていない場合には、本サービスの利用に支障が生じるおそれがあります。

(7) 月額手数料

本サービスの契約に際しては、利用の有無に関わらず当金庫所定の月額手数料（消費税等を含む）をいただきます。この場合、当金庫所定の日に通帳、払戻請求書等の提出を受けずに代表口座から自動的に引落します。また、上記により月額手数料を代表口座から引落した後に本サービスを解約した場合、その月額手数料は返却しません。

なお、当金庫はこの月額手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

3. 利用者の追加登録

(1) 管理者

最初に登録する「ログインID」を管理保有される方を、本サービスにおいて契約者を代表する管理者（以下「マスターユーザー」といいます。）とします。

(2) 追加利用者（一般ユーザ）

マスターユーザーは当金庫所定の数の利用者登録が可能であり、登録された利用者を追加利用者として、

(3) 追加利用者登録機能

追加利用者登録機能とは、追加利用者の利用登録を行う機能の事を言います。マスターユーザーは本サービスの利用実態に合わせて、適宜本機能を利用することができます。

(4) 追加利用者登録機能の利用

①本機能を利用する場合、マスターユーザーは、本サービス利用画面の表示に従って、必要な登録を行ってください。

②代表口座または、その他利用口座に対して、同時にマスターユーザーを含む複数の利用者がアクセスすることはできません。

③追加利用者による本サービスの利用状況の管理・監督は、全て契約者及び契約者を代表するマスターユーザーの責任となりますので、契約者及びマスターユーザーは、追加利用者による本規定の内容を遵守させ、管理面について十分にご対応ください。

(5) マスターユーザーおよび追加利用者（以下、マスターユーザー及び追加利用者を「利用者等」といいます。）は、本サービスの利用にあたり電子メールアドレスの登録が必要です。

4. 取引時確認

(1) 取引時確認の方法

①契約者本人の確認は、「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」により行います。なお、「確認用パスワード」に加え、「可変式パスワード」（「ワンタイムパスワード」、「メール通知パスワード」等）を利用している場合は、「可変式パスワード」

を入力し、送信するものとします。

②「電子証明書」方式をお申込の場合には、「電子証明書」及び「ログインパスワード」「確認用パスワード」により行います。なお、「確認用パスワード」に加え、「可変式パスワード」（「ワンタイムパスワード」、「メール通知パスワード」等）を利用している場合は、「可変式パスワード」を入力し、送信するものとします。

③前記①または②をもって取引時確認情報とします。

④送信された取引時確認情報と予め契約者が当金庫宛に届出した取引時確認情報が一一致した場合、当金庫は契約者からの依頼と認め、取引の依頼を受付します。

(2) 暗証番号の登録・変更

本サービスは、当金庫所定の取引時確認後に利用できるものとします。

①「ログインID」は、本サービスの初回利用時に端末機にて登録してください。

②利用申込書にて届け出た仮の「ログインパスワード」および「確認用パスワード」は、本サービス初回利用時に変更してください。

(3) 取引時確認手続

①利用者等が端末機により取引を依頼する場合は、当金庫所定の通信先に接続し、「ログインID」（または電子証明書）、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」（「可変式パスワード」を含むものとします。）を契約者の端末機から入力するものとします。

「ログインID」、「ログインパスワード」および「可変式パスワード」を含む「確認用パスワード」、これらを総称して「パスワード等」といいます。

②利用者等が入力したパスワード等と本サービスに登録されている最新のパスワード等が一致したときは、当金庫は次の事項が確認できたものとして取扱います。

- ・契約者本人の有効な意思による申し込みであること
- ・当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること

③利用者等が登録と異なるパスワード等を当金庫所定の回数以上連続して入力したときは、当金庫は本サービスの取扱いを中止いたします。なお、本サービスの取扱いが中止となったことにより契約者に損害・不利益が生じたとしても当金庫は責任を負いません。

(4) パスワード等の管理

①パスワード等は、契約者の責任において厳重に管理することとし、第三者には開示しないでください。パスワード等は、利用者等が本サービス利用時に端末機で入力するためのものであり、当金庫職員が利用者等にお尋ねすることはありません。

②利用者等は、パスワード等が第三者に漏洩するような方法で書類または電子ファイル等に残さないでください。

③利用者等がパスワード等を所定の回数以上連続して入力相違したことにより取扱いが中止となった場合、またはパスワード等を失念した場合は、速やかに契約者から当金庫所定の部署あてに届け出てください。

④当金庫は、パスワード等の内容の問い合わせに対して回答いたしません。

(5) パスワード等の随時変更

①本サービスのセキュリティ確保のため、利用者等は契約者の責任において、当金庫所定の方法によりパスワード等を随時変更することとします。パスワード等が当金庫所定の期間変更されなかった場合には、端末機にその旨表示されることがあります。

②パスワード等につき、偽造、変造、盗用、または不正使用その他の恐れがある場合は、速やかに端末機でパスワード等の変更手続を行ってください。この変更を行わなかったことに起因して契約者に損害・不利益が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

(6) 電子証明書

- ①「電子証明書」方式をお申込の場合は、当金庫が発行する電子証明書を所定の方法により、契約者の使用端末機にインストールしていただきます。
- ②電子証明書は、当金庫所定の期間（以下有効期間といひます。）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当金庫の所定の方法により電子証明書の更新を行なってください。なお、契約者に事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更することがあります。
- ③本契約が解除された場合、電子証明書は無効となります。

5. 取引の依頼

(1) 取引依頼の方法

利用者等は前記4. (3)の取引時確認手続終了後、当金庫所定の画面ガイドにしたがって端末機で取引を依頼してください。

(2) 取引依頼の確認

当金庫が取引の依頼を受付けた場合には、端末機に利用者等の依頼内容を表示しますので、利用者等はその内容を確認のうえ、正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を通知してください。上記の依頼内容の確認、通知が各取引に必要な時限までに行われ、当金庫がこれを受信した場合は、取引依頼が確定したものと当金庫所定の方法で手続を行います。

取引依頼が確定したときには、当金庫はその旨を、利用者等が本サービスに登録したメールアドレス宛に電子メールにより通知するものとし、この通知が回線障害等の理由で届かない場合には、利用者等は当金庫に照会するものとし、利用者等による照会が無かった場合、通知がなかったことにより契約者に損害・不利益が生じたとしても、当金庫に責めがある場合を除き、当金庫は責任を負いません。また、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消・変更はできないものとし、

(3) 資金の引落し

支払指定口座より資金を引落しを行う取引については、前記(2)の取引依頼が確定した後、通帳・払戻請求書等の提出なしに支払指定口座より引落すものとし、

(4) 依頼内容の不成立

下記①～⑦に該当する場合、契約者からの取引の依頼はなかったものとして取扱います。なお、翌日以降の取引の依頼を受けたときも同様とします。この場合、当金庫は契約者に対して取引依頼が不成立となった旨を通知しませんので、契約者自身で取引の成否を確認するものとし、

- ①支払指定口座または入金指定口座が解約済のとき。
- ②振込金額、振替金額およびこれらの取引に係る手数料の合計額が、支払指定口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき
なお、支払指定口座から同日に複数の引落し（本サービス以外による引落しも含む）をする場合に、その引落金額の合計が支払指定口座の支払可能残高を超えているときは、そのいずれかを引落すかは当金庫の任意とします。また、それにより契約者に損害・不利益が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。
- ③契約者より支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続をとったとき。
- ④処理依頼日の1日あたりの引落金額の合計が、前記2. (5)に定める取引限度額を超えるとき。
- ⑤差押等やむを得ない事由により、当金庫が支払または入金を不適当と認めたとき。
- ⑥当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ⑦当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引ができないとき。

6. 取引日付

(1) 受付時間による取扱い

端末機による取引依頼を行った場合は、受付当日付にて取扱うことを原則としますが、受付時間によっては翌営業日の取扱いとなることがあります。

7. 取引内容の確認等

(1) 取引内容の照会

支払指定口座より資金の引落しを行う取引を利用した場合は、契約者は速やかに当金庫の窓口またはATMにより預金通帳の記帳を行い、取引内容を照会してください。

(2) 依頼内容との相違

万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、ただちにその旨を当金庫所定の部署まで連絡してください。

(3) 取引内容等の確認

取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合において、契約者と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫のコンピュータに記録された内容が正しいとみなし、当金庫はこの記録内容にしたがって処理します。

(4) 指示内容の記録

契約者の端末機による指示内容は、すべて当金庫のコンピュータに記録され取引内容の確認等に使用することがあります。

(5) 取引内容の変更および取消

取引成立後は、ご依頼いただいた取引内容の変更および取消はいたしません。

8. 振込サービス

(1) 振込サービスの内容

振込サービスとは、利用者等が端末機から依頼することにより、支払指定口座より指定金額を引落しのうえ、利用者等の指定する当金庫または他の金融機関の国内本支店にある預金口座へ振込を行うサービスをいいます。

(2) 受取人の預金口座

受取人の預金口座は、当金庫所定の方法により事前に登録した口座のほか、振込の依頼の都度、利用者等が指定する口座とします。

(3) 振込の取扱方法

当金庫は依頼内容に基づいて、当金庫所定の方法により振込の取扱を行います。

①振込金額の上限

- 1日あたりの振込金額の上限は、前記2. (5)取引（振込・振替）の限度額により、
- ②振込金額の上限を超えた取引依頼については、当金庫は取引を実行する義務を負いません。また、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(4) 振込依頼内容の照会

確定した振込依頼に基づき当金庫が発信した振込について、振込先の金融機関から当金庫へ照会があった場合には、当金庫は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合、当金庫へ届出された連絡先に行います。当金庫の照会に対して相当の期間回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(5) 振込依頼内容確定後の取消・変更・組戻

- ①振込依頼内容が確定した後の取消・変更・組戻はできません。但し、当金庫がやむを得ないものと認めて振込依頼の確定後の取消・変更・組戻を承諾する場合には、契約者は当該振込にかかる支払指定口座の開設店の窓口においてその手続を行ってください。この場合、取引時確認手続を経た後、当金庫所定の書面により依頼を受付けます。
- ②確定した振込依頼に基づき発信した振込について、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から返却された場合には、当該振込資金は支払指定口座に入金します。
- ③翌営業日以降を指定した指定日振込は、振込指定日の前日の当金

庫所定の時限まで端末機から依頼を取消することができます。

(6) 手数料

- ①振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料をいただきます。
- ②振込依頼が確定した後の組戻の受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、上記①の振込手数料は返却いたしません。

9. 振替サービス

(1) 振替サービスの内容

振替サービスとは、利用者等が端末機から依頼することにより事前に登録した利用口座の間で利用者等の指定する金額を移動させるサービスをいいます。

(2) 振替サービスの手続

- ①端末機による取引依頼は、受付当日付にて取扱うことを原則としますが、受付時間によっては翌営業日の取扱いとなる場合があります。
- ②当金庫所定の受付時限以降のものは、振替資金の支払指定口座からの引落手続は依頼日当日に行い、振替資金の入金指定口座への入金は翌営業日に行います。
- ③振替金額の上限
1日あたりの振替金額の上限は、前記2. (5)取引（振込・振替）の限度額により、

10. 税金・各種料金等の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」

(1) 税金・各種料金等の払込み

税金・各種料金等の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「税金・各種料金等払込みサービス」といいます。）は、当金庫所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます。）の払込みを行うために、利用者等が操作する端末機から本サービスを利用して払込資金を支払指定口座から引落し（総合口座取引規定に基づき当座貸越により引落す場合を含みます。以下同様とします。）、料金等の払込みを行うサービスをいいます。

(2) 操作手順

「税金・各種料金等払込みサービス」を利用するときは、当金庫が定める方法および操作手順にしたがってください。

①納付情報または請求情報

契約者の端末機において、収納機関から納付書等により通知されている収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号、その他当金庫所定の事項を入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報を照会してください。但し、契約者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として本サービスを選択した場合は、当該請求情報または納付情報が本サービスに引継がれます。

②納付情報または請求情報の確認

前記①の照会または但書の引継ぎの結果として契約者の端末機に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、契約者の口座番号、パスワード等、その他当金庫所定の事項を入力してください。
以上の手続により送信された事項を依頼内容とします。

(3) 取引の成立

「税金・各種料金等払込みサービス」にかかる取引は、当金庫がコンピュータシステムにより申込内容を確認して払込資金を支払指定口座から引落したときに成立するものとし、

(4) 「税金・各種料金等払込みサービス」の払込み不能

- ①「税金・各種料金等払込みサービス」の払込み不能の場合には「税金・各種料金等払込みサービス」を利用することができません。
- ①申込内容に基づく払込金額に当金庫所定の払込み手数料を加えた金額が、手続時点において支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超える場合
- ②1日あたりの利用金額が、本サービスで定めた範囲を超える場合

- ③支払指定口座が解約済みの場合
- ④支払指定口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行った場合
- ⑤公的機関による差押命令があった場合等、正当な理由による支払差止により当金庫が支払指定口座からの引落しを不適当と認めた場合
- ⑥収納機関から納付情報または請求情報について、所定の確認ができない場合
- ⑦利用者等が当金庫所定の回数以上連続してパスワード等を誤って端末機に入力した場合
- ⑧その他当金庫が契約者における「税金・各種料金等払込サービス」の利用を停止する必要があると認めた場合
- (5) サービスの利用時間
「税金・各種料金等払込サービス」の利用時間は、当金庫が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動により、当金庫の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。
- (6) 申し込みの取消
税金・各種料金等の払込みにかかる契約が成立した後は、税金・各種料金等の払込みの申し込みを取消することができません。
- (7) 「税金・各種料金等払込サービス」にかかる領収書
当金庫は、「税金・各種料金等払込サービス」にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等、その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (8) 税金・各種料金等払込みの取消
収納機関の連絡により、税金・各種料金等払込みが取消されることがあります。
- (9) 利用の停止
当金庫または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、「税金・各種料金等払込サービス」の利用が停止されることがあります。「税金・各種料金等払込サービス」の利用を再開するには、必要に応じて当金庫または収納機関所定の手続を行ってください。
- (10) 「税金・各種料金等払込サービス」手数料
「税金・各種料金等払込サービス」の利用にあたっては、当金庫所定の払込み手数料を支払っていただくことがあります。
- (11) 「税金・各種料金等払込サービス」手数料の引落し
前記(10)の手数料は、契約者の支払指定口座から通帳および払戻請求書等の提出なしで引落されるものとします。

11. 照会サービス

- (1) 照会サービスの内容
 - ①照会サービスとは、契約者の依頼に基づき、契約者の指定する利用口座について、残高照会、入金金明細等の口座情報を提供するサービスをいいます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限ります。
 - ②照会サービスにおいて当金庫が回答する内容には、照会時点の最新の取引情報が反映されていない場合があります。
- (2) 回答後の取消・変更
契約者から照会を受けて既に当金庫から回答した内容について、当金庫が変更または取消を行ったことにより、契約者に損害・不利益が生じたとしても、当金庫はその責任を負いません。

12. 伝送サービス

- (1) 伝送サービスの内容
 - ①伝送サービスとは、当金庫と所定の手続を完了した契約者と当金庫が、当金庫との取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます）をインターネットを通じて授受するサービスをいいます。
 - ②データ伝送が可能な種類は、申込書により契約した「サービスの種類」の範囲とします。
- (2) 利用口座の届出
 - ①契約者は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口

座（以下「利用口座」といいます。）を、申込書により当金庫宛に届けてください。

②当金庫は、届出の内容に従い指定された口座を利用口座として登録します。ただし、利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能な口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

③利用口座の追加・変更及び削除については、当金庫所定の書面により届けてください。

(3) 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、前記4. (3) に基づく取引時確認手続終了後、利用者等が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行なうものとします。

当金庫は、前記(2)の利用口座の届出に従い取引を実施します。

(4) 取引依頼の確認

- ①当金庫が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、当金庫所定の方法により依頼内容を確認します。利用者等は、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認してください。上記の依頼内容の確認が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。
- ②前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。この照会が無かったことよって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(5) 取扱方法

- ①総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座の確認を行ってください。
- ②伝送データの授受にあたり、取扱期限、データの仕様については、当金庫が定める方法により行なってください。
- ③総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込資金及び当金庫所定の振込手数料および消費税（以下「振込資金等」といいます）は、当金庫の所定日時までにご指定の口座に預入してください。振込資金等は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出は不要として引落しいたします。
- ④当金庫は伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として変更または取消しを行いません。

13. その他のサービス

その他のサービスとは、当金庫が提供するサービスのうち契約者が端末機を利用して依頼する当金庫所定のサービスをいいます。

14. 届出事項の変更等

- (1) 変更届の提出
印章、氏名、住所、代表口座、利用口座、その他の届出事項に変更がある場合には、当金庫所定の方法により速やかに取引店に届けてください。この手続を行うにあたり、本人確認資料により本人確認を行うことがあります。また、電子メールアドレス等、当金庫所定の事項の変更については端末機での操作による契約者からの依頼に基づきその届出を受付けます。この手続の完了前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 変更の届出がない場合の取扱い
前記(1)に定める変更の届け出がないために当金庫が送信、通知または送付する書類等の到達が遅延または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなし、その日時をもって上記通知または書類の送付があったものとみなします。

15. 海外からの利用

海外からの利用につきましてはその国の法律・制度・通信事情・端末機の仕様等により、利用できない場合があります。なお、海外からの利用により生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

16. 免責事項等

- (1) 通信手段の障害等
当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等障害により取扱いが中断したと判断される場合は、障害回復後に取引状況等を当金庫の取引店等に照会してください。
- (2) その他の事由
災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等の機関の措置等やむを得ない事由があった場合に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 取引時確認
本サービスによる取引において、前記4. (3) に定める取引時確認手続により利用者等が入力したパスワード等と当金庫に登録されているパスワード等との一致を確認して取引を行った場合は、当金庫は利用者等を契約者本人であるとみなし、端末機、端末機固有情報、パスワード等につき偽造、変造、盗用、不正使用等その他の事故があっても、当金庫のパスワード等の管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (4) 通信経路における取引情報の漏洩等
電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより利用者等のパスワード等や取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当金庫に責めがある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (5) 郵送上の事故
当金庫が本サービスで使用する仮パスワード等を契約者の届出住所あてに郵便で通知する際、郵送上の事故等、当金庫の責めによらない事由により、第三者が当該パスワード等を知り得たことにより事故が発生した場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (6) 印鑑照合
契約者が届けた書面等に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (7) 契約者の責任
契約者は本サービスの利用にあたり、契約者自身の責任において端末機を利用し、端末機が正常に稼働し、通信が正常に行える環境を確保してください。当金庫は本利用規定により端末機が正常に稼働し、通信が正常に行えることを保証するものではありません。端末機が正常に稼働しない、または通信が正常に行えない等の理由に起因して、本サービスによる取引が遅延し、成立せず、または、契約者の意思に反して成立した場合、それにより契約者に損害・不利益が生じて、当金庫は責任を負いません。

17. 端末機等の紛失・盗難等

電子証明書をインストールした端末機の紛失・盗難等があったときは、ただちに電話等で当金庫所定の部署に本サービスを停止する旨の連絡をしてください。この連絡の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、端末機等の紛失・盗難等に伴う損害のうち、本サービス以外の損害については、当金庫への連絡の前後を問わず当金庫は責任を負いません。

18. 反社会的勢力との取引拒絶

本サービスは、契約者が前記19. (4) 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、19. (4) 各号の一つにでも該当する場合には、当金庫は本サービスの契約をお断りするものとします。

19. 解約

- (1) 任意解約
本サービスは当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。この場合、当金庫に対する解約の通知は、書面によるものとします。
- (2) 代表口座の解約
代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとします。
- (3) 当金庫からの解約
契約者が下記①から⑪のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも契約者に事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。
- ①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - ②手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ③当金庫の預金その他当金庫に対する債権について仮差押、差押の命令、通知が發送されたとき。
 - ④相続の開始があったとき。
 - ⑤成年後見開始あるいは保佐開始の審判がなされたとき。
 - ⑥契約者が本サービスに関する手数料を支払わないとき。
 - ⑦行方不明となり、当金庫から契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
 - ⑧住所変更等の届出を怠る等、契約者の責めに帰すべき事由によって、当金庫において契約者の所在が不明になったとき。
 - ⑨パスワード等を不正に使用したとき。
 - ⑩1年以上にわたり、本サービスの利用がない場合。
 - ⑪契約者が本規定に違反した場合等、当金庫が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は本サービスの利用を停止し、または解約の通知をすることにより本サービスを解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①契約者等が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ②契約者等が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他本号AからDに準ずる行為

- (5) 解約通知のみなし到達
当金庫が解約の通知を契約者の届出住所にあてて発信した場合に、その通知が延着、または到達不能、受領拒否その他の事由により契約者に到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (6) 解約の成立の時期
本サービスの解約は、当金庫の解約手続が完了したときに効力が生じるものとします。

20. 契約期間

本サービスの契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約者から当金庫に特に申出のない限り契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。また継続後も同様とします。

21. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の定める各種預金規定、総合口座取引規定等の各規定により取扱うものとします。

22. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
なお、当金庫が変更を上記の方法により開示または通知した後に行われた本サービスの利用については、変更後の内容が適用されるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際定める適用開始日から適用されるものとします。

23. 業務の委託

当金庫は、本サービスの提供にかかる業務および個別サービスについて、当金庫の責任において第三者に対して業務委託を行うことができます。

24. サービスの休止

当金庫は、事前に契約者に通知することなく本サービスを休止することができるものとします。そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

25. 譲渡、質入れの禁止

この取引に関する契約者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

26. 準拠法・合意管轄

- (1) 準拠法
本契約の契約準拠法は日本国法とします。
- (2) 合意管轄
本契約に関する訴訟については、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上
事サ-IB法002_2020.04.01